

別紙 1 の 1

にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付要綱に基づき 受託者が実施する業務

にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付事務委託において、受託者が実施する補助金交付等の業務は、以下のとおりとする。

- ア 手続、制度に係る相談対応
- イ 事業者登録（事業申込書）の受理及び審査、結果の通知
- ウ 補助金交付申請書の受理及び審査、交付決定通知
- エ 補助事業の内容・交付申請額等を変更する場合の変更申請書の受理及び審査、
変更の承認
- オ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場
合の補助事業遅延等報告書等の受理及び審査
- カ 申請の取下げの受理
- キ 補助金事業完了実績報告書の受理及び審査
- ク 補助金請求書の受理及び審査
- ケ その他、新潟県と受託者の協議により交付要綱で定める業務